

# 見積結果報告書

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 見積日時・場所 | 平成 28 年 7 月 21 日 9 時 50 分 第1庁舎<br>第5会議室   |  |
| 工 事 名   | 公共施設各避難所太陽光発電設備(その20)工事   |  |
| 契約の相手方  | 住 所   | 宮城県仙台市青葉区二日町4-11                       |
|         | 氏 名   | 前田・新光特定建設工事共同企業体<br>代表者 前田建設工業株式会社東北支店 |
| 契 約 金 額 | 41,580,000 円  |  |
| 工 期     | 自 平成 28 年 7 月 25 日<br>至 平成 29 年 3 月 18 日  |  |
| 工 事 場 所 | 唐丹町字小白浜314番地(唐丹小学校・唐丹中学校)   |  |
| 工 事 概 要 | 太陽光発電設備設置工事 一式  |  |
| 随意契約理由  | <p>太陽光発電設備工事は校舎工事と密接に関連する付帯的な工事で、受変電設備の改造や体育館の電気設備工事があり、一体となって進める必要がある。上記業者は、唐丹地区学校等建設工事の請負者で、現在校舎工事を施工中である。太陽光パネルの設置場所が体育館裏の法枠上にあるため架台やパネルの揚重作業にはピンポイントでの工程調整が必要であることと、校舎工事と並行して進めることで工期を短縮できる業者であるため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約するもの。</p> |  |

